



浦野家通信 7月

〒550-0012
大阪市西区立売堀1-9-10
HOWAビル701号
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第70号
発行人：所員一同

料金別納
郵便

7月の予定

今年もはや半分が過ぎましたが
いかがお過ごしでしょうか？

梅雨明け後には
厳しい暑さとなるかと思いますので
健康には十分にご留意ください。

7月11日（月）

- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出
- ・労働保険料の申告・納付
- ・6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- ・納期特例の適用を受けている事業者の
源泉所得税の納付（1月～6月分）

7月15日（金）

- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請

8月1日（月）

- ・5月決算法人の申告と納税
- ・11月決算法人の中間申告と納税
- ・8.11.2月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・6月分社会保険料納付

雇用保険の料率が変わります

★4月から事業主負担の保険料が変更になります

☆10月からは労働者負担分・事業主負担分の
どちらも変更になります。

年度の途中から変更となりますので10月頃の給与
計算の際はご注意ください！

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

事業の種類	負担者		①+②		
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000



○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②		
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



ホームページの作成費用について

ホームページを作成し事業内容や商品のPRなどを行っておられる法人や個人事業者の方も多いかと思いますが、ホームページの作成代金は、税務上どのように取り扱われるのか見ていきたいと思います。

取り扱いとしては次の3つに分類されるようです。

- ① 広告宣伝費として支出時に費用として処理する場合
- ② 繰延資産として資産計上し使用期間に応じて減価償却を行う場合
- ③ ソフトウェアとして資産計上して5年で減価償却を行う場合



① 広告宣伝費として費用処理する場合の要件

- (ア) 簡易なホームページであること
- (イ) 当該ホームページが頻繁に更新されるものであり作成費用の効果が1年以上に及ばないものであること

② 繰延資産として資産計上し減価償却を行う場合

- (ア) 当該ホームページの内容が更新されないまま使用期間が1年を超える場合(ただしその支出の金額が20万円未満の場合には支出時に費用処理が可能です。)

③ ソフトウェアとして資産計上して5年で減価償却を行う場合

そのホームページの作成費用の中にプログラムの作成費用(ソフトウェアの開発費用)が含まれるようなホームページについては、その製作費用のうちプログラムの作成費用に相当する金額については無形固定資産(ソフトウェア)として耐用年数5年を適用し償却を行うこととなります。

このようにホームページの作成費用についてもどのようなホームページかで大きく取り扱いが変わることとなりますので注意が必要です。

ご不明点あればいつでも当所職員までお問い合わせください。

2022年のスーパームーンは7月14日で今年見える満月のうちで最も大きなものです。

月の公転軌道が楕円であるため月と地球との距離は約36万kmから40万kmの間で変化し、その最接近のタイミングと満月となるタイミングが近いと、月が大きく見えます。今年の場合、13日の18時6分ごろに月が地球に約35.7万kmまで最接近し、約9時間半後の14日3時38分ごろにちょうど満月となり「13日の宵から14日明け方」にかけての満月がスーパームーンとなります。スーパームーンはおよそ1年に1度(400日に1度)しか起こらない現象です。普段よりも月が大きく輝いていると、不思議なパワーをもらえそうな気がしてくるかもしれません。



ダイレクト納付について

ダイレクト納付とは事前に税務署に届出をしておけば電子申告により申告書等を提出した後納税者自身の名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落としにより国税を電子納付する手続です。国税は以前よりダイレクト納付の制度がありましたが

2019年10月から住民税など地方税もダイレクト納付が可能となっています。

これにより毎月住民税など払いに行く手間が省けますのでぜひご検討ください☆

